

I-7 医療事故等の公表について

2023/10/11

1 目的

当院では医療事故等について、市民や患者（以下、「市民等」という。）に情報の提供を行い、当院の医療の透明性を高めるとともに、市民等に信頼され安心して医療が受けられる安全管理体制を確立していくため、医療安全に係る公表基準を定める。

2 公表の基準

	レベル	障害の 継続性	障害の 程度	内容/説明
アクシデント	レベル 4	永続的	中等度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残った
	レベル 5	死亡	—	死亡 原疾患の自然経過によるものを除く

- (1) 上記アクシデントのレベル 4 及び 5 に該当する医療事故等で、その原因が医療過誤によるものであることが明らかな場合。
- (2) 当初は医療過誤であることが明らかでなくとも、後日医療過誤であることが明らかになった場合。

3 公表に当たっての留意点

- (1) 医療事故等の公表に当たっては、患者に対して事前に、公表内容・時期・方法等を説明する。ただし、患者本人に同意が得られない場合は、その公表は差し控えるものとする。
- (2) 患者が未成年・成年被後見人等で理解力や判断能力が不十分な場合や病状による意識障害等があり患者の意思を明確に確認出来ない場合は、患者の家族等に対して説明し、同意を得るものとする。
- (3) 医療事故等の公表に当たっては、その公表する内容から患者及びその家族並びに職員等が特定・識別されないように個人情報の保護に十分配慮する。

4 公表の判断

公表の判断は、医療事故調査委員会、医療事故等対策委員会および医療安全対策委員会等

の意見などを踏まえ、病院長が病院事業管理者ほか関係者と協議し、決定する。

公表をする場合は、必要に応じて松戸保健所、千葉県医療整備課及び千葉県医師会等の関係機関に連絡する。

5 公表する方法

- (1) 病院ホームページを用いて公表する。
- (2) 重大な事例は、病院ホームページへの掲載のほか、患者及び家族等の同意を得られた範囲内で報道機関等に公表する。